
銀行への証券仲介業解禁に伴い必要となる措置等について

日証協・平 16. 2. 18

本協会は、銀行への証券仲介業解禁に伴い必要となる措置等について、金融庁に申し入れを行い、2月18日の理事会に報告した上で、同日記者発表を行った。

銀行による証券仲介業の導入を盛り込んだ証券取引法の改正法案については、今国会に提出される予定となっている。

銀行による証券仲介業は、証券市場へのアクセスを改善するといった顧客の利便性の向上や、投資経験のない顧客層の市場参加を促し、新たな裾野を拡大するといったメリットが期待される一方で、銀行による株式保有や融資を通じた企業への支配力を利用した愉悅的な地位の濫用、あるいは利益相反といった問題が起こることが懸念されるところである。

そこで、本協会では、銀行が証券仲介業を行うことにより起こり得る弊害を防止するための適切な弊害防止措置を講じる必要があることから、銀行への証券仲介業解禁に伴い措置すべき事項について取りまとめるとともに、証券会社におけるワンストップサービスの実現の観点から要望する事項について取りまとめ、金融庁に申し入れを行ったものである。

金融庁に申し入れを行った資料及び記者発表資料の全文は、それぞれ以下のとおりである。

I 弊害防止措置等

○イコール・フットINGの確保

【社債募集の取扱いと社債管理事務の分離】

証券仲介業を行う金融機関は、社債管理会社となっている銘柄の発行会社が発行する社債について、証券仲介行為を禁止すべきである。

これと併せて、証券会社について、引受け若しくは募集・売出しの取扱いを行っていない社債の発行会社が発行する社債については、社債管理会社となるよう措置すべきである。

～規制の現状～

証券会社は、社債の引受人であるか否か、引受業務認可があるか否かにかかわらず、すべからず社債管理会社となることが禁止されている。一方、銀行は業務として社債管理業を営むことができる。

【法人関係情報利用の売買等の禁止・顧客の特別な情報の授受の禁止】

チャイニーズ・ウォール措置が必要であり、最低限以下の事項を金融機関の証券仲介業の認可基準（事務ガイドライン）に盛り込むべき。

- ・証券仲介部門とその他の部門（融資、M&Aなど法人関係情報と接する部門、株式売買を行う部門や証券代行部門）との人的・組織的分離がなされることが及び顧客に関する情報の伝達が遮断されるための体制整備が図られること

なお、当該措置を講じなければならないことを法律に規定すべきである。

～規制の現状～

証券会社は、法人関係情報を顧客に提供して有価証券の売買その他の取引を勧誘することが禁止されている。また、証券仲介業者が証券仲介業以外の業務を営む場合には、その業務により知り得た非公開の企業情報を利用して勧誘することが禁止されている。

さらに、証券会社は、事前に書面による同意を得ることなく顧客の特別な情報を証券仲介業者に提供することや証券仲介業者から取得した顧客の特別な情報を利用して有価証券取引を勧誘することを禁止されている。

【管理体制・検査体制の充実】

証券仲介行為に係る優越的地位の濫用や利益相反的行為が行われないよう、金融機関については、自主規制として証券業協会規則を適用し、その検査は証券業協会自身が行う必要がある。また、検査局や証券取引等監視委員会による検査が十分に行われる態勢を整備する必要がある。

～規制の現状～

登録金融機関への検査件数（13件）は、証券会社（118件）に比べ、圧倒的に少ない。

○優越的地位の濫用の防止

【抱き合わせ的行為の禁止】・・証券仲介業者全般への規制

証券仲介業者（証券仲介専門会社）の親法人（親金融機関）等を通じて潜脱行為が行われないよう、親・子法人等の信用供与を利用した抱き合わせ的行為やその他の取引との抱き合わせ的行為の禁止規定について、証券仲介業者にも適用すべき。

～規制の現状～

証券会社は、親法人等又は子法人等が、①証券会社との証券取引を条件として顧客に対し信用供与していることを知りながら、また、②証券会社と証券取引を行うことを条件として、その顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で取引を行っていることを知りながら当該顧客との証券取引等を行うことを禁止されている（登録金融機関も同様）が、証券仲介業者への適用はない。

【特別の利益提供による勧誘の禁止、損失補てん・利益追加等の禁止】

「特別の利益」や「利益追加」が行われないよう、それぞれの定義を明確にすべき。また、独禁法指針においても、どのような行為が銀行による優越的地位の濫用に当たるのか明確にすべき。

例えば、投信の販売に際しての預金金利の上乗せ行為や顧客のローン金利を引き下げること等を約して勧誘する行為をどのように考えるのか。）

～規制の現状～

証券会社・証券仲介業者は、特別の利益を提供することを約して勧誘することを禁止されている。また、損失補填、利益追加の事前・事後の申込み・約束、事後の損失補填の実行、利益の追加も禁止されている。

【市場誘導ビジネスに関する銀行の優越的地位の濫用の防止】

公開アドバイス業務や証券会社紹介業務の勧誘・実施に際し、融資の実施を条件とすること、不利な取り扱いを示唆すること、銀行の優越的地位を利用して他社からのサービス提供を受けないよう要請することなどは独占禁止法に抵触する可能性があるとともに、それらの業務が有価証券の取引に関連するものであれば、証券取引法上の禁止行為にも該当する可能性があること」を独禁法指針、証券会社事務ガイドライン及び銀行事務ガイドラインで明確にすべき。

～規制の現状～

公正取引委員会より、銀行の優越的地位の濫用として問題となる行為が示されている。また、銀行事務ガイドラインにおいて、上記行為を防止する態勢の整備を求めている。

○利益相反の防止

【利益相反に係る開示規制】・・証券仲介業者全般への規制

証券会社若しくは証券仲介業者（それぞれの親・子法人等を含む）に対して借入金に係る債務を有する企業が有価証券を発行し、手取金を当該借入金返済に充当する場合であって、かつ、当該証券会社・証券仲介業者が引受け若しくは募集の取扱い（所属証券会社の委託を受けて行う証券仲介行為を含む）を行う場合には、当該事実を知りつつその事実を顧客に告げることなく売却（証券仲介行為を含む）することを禁止すべき。

～規制の現状～

引受証券会社は、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する企業の発行する有価証券について、当該有価証券の手取金が当該発行企業の借入金返済に充当されることを知りながらその事情を顧客に告げることなく売却することを禁止されている。

【主要借入先となっている場合の開示】

企業が有価証券を発行する場合において、当該企業の主要借入先である者（証券会社、金融機関、証券仲介業者）が当該有価証券の発行に係る募集の取扱いを行うときには、当該者が募集の取扱いを行う際に使用する有価証券の目論見書に、その融資関係の事実を開示すべき。

～理由～

有価証券発行に係る手取金が募集の取扱いを行った仲介業者の借入金返済に充当されるかどうかは、必ずしも事前に明らかになるものではなく、また、その事後的な検証も困難であることから、当該仲介業者による優越的地位の濫用や利益相反行為を未然に防止するためには、上述の「利益相反に係る開示規制」に加えて目論見書における開示が必要である。

○誤認防止

【書面交付、窓口・場所の区分等】

契約権の有無、投資者保護基金の対象の相違等について顧客が混同するおそれがあるため、投信の窓販と同様、書面交付、窓口・場所の区分等適切な誤認防止措置を講じなければならないことを明記すべき。

～規制の現状～

登録金融機関が受益証券等を取り扱う場合には、顧客に対する書面交付、窓口・場所の区分等適切な誤認防止措置を講じなければならない。

○損害賠償・監督責任

【損害賠償】

金融機関に対しては、財務規制が課せられているため、証券会社が連帯責任を負う必要はない。

【監督責任】

金融機関については、認可業務として行われることとなると考えられるため、証券会社の監督責任は不要である。

Ⅱ 証券会社でのワンストップサービスに向けた措置

○ 元本保証MMF、MRFの解禁

ワンストップ・ショッピングの観点から、証券会社でも預金類似の商品を提供できるよう、米国のMMFで認められているような元本割れ回避のための措置を認めるべき。

○ 証券総合サービスの機能の改善

1. キャッシング限度額等の緩和

現行 500 万円までとなっている貸付限度額を撤廃すべき

2. 証券総合口座における給与振込みの改善

賃金は、通貨で労働者にその全額を支払わなければならない、証券会社の総合口座において受け取る場合には、その全額がMRFの買付けにあてられることが要件とされているが、一旦預り金として全額払い込まれたことが確認できる場合も「全額支払われたもの」とみなすべき

3. 社内証券総合口座間で振替の実現

顧客サービスの充実の観点から、社内の証券総合口座間で資金の振り替えが可能となるようにすべき

○ 銀行への取次ぎ業務の解禁

ワンストップサービスを実現し、顧客の利便性を高める観点から、証券会社に、預金や為替を銀行に取り次ぐ業務を認めるべき

○ 株式配当金受払事務の明確化

顧客サービス充実の観点から、証券会社の総合口座において配当金受領を実現するため、当該事務を証券業の付随業務若しくは届出業務と位置付けるなど、可能であることを明確にすべき

○ その他

- ・ 証券会社を経由した証券仲介業者の保険代理店申請の実現
- ・ 証券会社による信託関連サービス（信託契約の締結や遺言信託業務の取次ぎなど）の提供の実現

以 上

I 弊害防止措置等

○イコール・フットイングの確保

- 証券仲介業を行う金融機関は、社債管理会社となっている銘柄の発行会社が発行する社債について、証券仲介行為を禁止すべき・・・【社債募集の取扱いと社債管理事務の分離】
- 証券仲介部門とその他の部門（融資、M&Aなど法人関係情報と接する部門、株式売買を行う部門や証券代行部門）との人的・組織的分離及び顧客に関する情報の伝達の遮断を登録金融機関の証券仲介業認可の際の条件とすべき・・・【チェーンズウォールの構築】
- 金融機関については、証券業協会規則を適用し、その検査を証券業協会自身が行うべき。また、証券取引等監視委員会等の検査が十分行われる態勢を整備すべき・・・【管理体制・検査体制の充実】

○優越的地位の濫用の防止

- 親・子法人等の信用供与やその他の取引を利用した抱き合わせ的行為が証券仲介行為においても行われないよう措置すべき・・・【抱き合わせ的行為の禁止】
- 「特別の利益」や「利益追加」が行われないよう、それぞれの定義を明確にすべき・・・【特別の利益提供による勧誘の禁止、損失補てん・利益追加等の禁止等】
- 銀行が行う証券仲介業や市場誘導ビジネスについても、優越的地位の濫用が行われないよう措置すべき・・・【優越的地位の濫用の明確化】

○利益相反の防止

- 自らが融資している資金の返済のために行われる有価証券の募集の勧誘を行う場合には、その旨を開示して勧誘すべき・・・【利益相反に係る開示規制】
- 企業が有価証券を発行する場合において、当該企業の主要借入先である銀行などが当該有価証券の発行に係る募集の取扱いを行うときには、有価証券の目論見書に、その融資関係の事実を開示すべき・・・【主要借入先となっている場合の開示】

○誤認防止措置

- 書面交付、窓口・場所の区分等適切な誤認防止措置を講じなければならないことを明記すべき

○損害賠償・監督責任

- 金融機関に対しては、証券会社が損害賠償責任、監督責任を負わないようにすべき

Ⅱ 証券会社でのワンストップサービスに向けた措置

○ 元本保証MMF、MRFの解禁

ワンストップ・ショッピングの観点から、証券会社でも預金類似の商品を提供できるよう、米国のMMFで認められているような元本割れ回避のための措置を認めるべき

○ 証券総合サービスの機能の改善

1. キャッシング限度額等の緩和

現行 500 万円までとなっている貸付限度額を撤廃すべき

2. 証券総合口座における給与振込みの改善

一旦預り金として全額払い込まれたことが確認できる場合も「全額支払われたもの」とみなすべき

3. 社内証券総合口座間での振替の実現

顧客サービスの充実の観点から、社内の証券総合口座間で資金の振り替えが可能となるようにすべき

○ 銀行への取次ぎ業務の解禁

ワンストップサービスを実現し、顧客の利便性を高める観点から、証券会社に、預金や為替を銀行に取り次ぐ業務を認めるべき

○ 株式配当金受払事務の明確化

顧客サービス充実の観点から、証券会社の総合口座において配当金受領可能であることを明確にすべき

○ その他

- ・ 証券会社を経由した証券仲介業者の保険代理店申請の実現
- ・ 証券会社による信託関連サービス（信託契約の締結や遺言信託業務の取次ぎなど）の提供の実現

以 上